かつ市議会第258回定例会会議録 第7号

議事日程 第7号

令和5年12月21日(木曜日)午前10時30分開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第 84号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第85号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第3 議案第86号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第88号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第90号 財産の取得について

(除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのもの)

第8 議案第 91号 指定管理者の指定について

(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)

第9 議案第92号 指定管理者の指定について

(むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)

第10 議案第 93号 指定管理者の指定について

(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)

第11 議案第 94号 指定管理者の指定について

(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第12 議案第 95号 指定管理者の指定について

(むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者を指定するためのもの)

- 第13 議案第 99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第15 議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業会計補正予算

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第16 請願第 1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第17 議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予算

【各常任委員会からの申出】

第18 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(22 Å)
ᄪᄱᄱᄤ	

1番	高	橋	征	志	2番	杉	浦	弘	樹
3番	佐	藤		武	4番	エ	藤	祥	子
5番	濵	田	栄	子	6番	櫻	田	秀	夫
7番	住	吉	年	広	8番	白	井	二	郎
9番	富	岡	直	哉	10番	村	中	浩	明
11番	野	中	貴	健	12番	佐	藤	広	政
13番	東		健	而	14番	中	村	正	志
15番	井	田	茂	樹	16番	浅	利	竹二	郎
17番	岡	崎	健	吾	18番	佐々	木	隆	徳
19番	佐	賀	英	生	20番	大	瀧	次	男
21番	佐々	木		肇	22番	富	岡	幸	夫

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

	_									
市	長	山	本	知	也	副市長	Ш	西	伸	<u> </u>
教 育	長	阿	部	謙	\rightarrow	公営企業管理者	村	田		尚
代 監 査 委	表員	齊	藤	秀	人	政 策 統 括 監	吉	田		真
総務部	長	吉	田	和	久	デジタル 政 進 進	藤	島		純
企画政部	策長	角	本		力	財務部長	松	谷		勇
民生部	長	斉	藤	洋		福祉部長	中	村	智	郎
健 づ く 推 進 部	康り長	菅	原	典	子	子み部skoにり所 どら idccここ長 が表 ffiつつ	吉	田	由佳	子
経済部	長	<u> </u>	花	_	雄	都市整備 長	木	下	尚一	郎
建設技部	術 長	小 笠	原	洋	-	川内庁舎 所 長	杉	山	郷	史
大畑庁所	舎長	高	杉	俊	郎	脇 野 沢 庁舎所長	小	田	晃	廣
会管 理	計者	千 代	谷	賀 士	子	選挙管理会長 務局	エ	藤	淳	_

監 査 委 j 事 務 局 j	是 伊	藤	恭	雄	農委事経理人務済	美会長部事	成	田		司
教育部身	長 伊	藤	大 治	郎	施設技術	整備監	畑	中		涉
上下水道局民 生 寶	首字等中	村		久	総政推市公 選 室	策監長	石	橋	秀	治
総 副 報 務 課 引	部 事 一	戸	義	則	教委事総 務	育会局長	畑	中	俊	彦
総務語	部 課 徳 玲			学	総総発主	部課査	JII	森	恒	太
事務局職員出席	席者									
事務局上	長 佐	藤	孝	悦	次	長	中	野	敬	三
主	幹 澁	Щ	紋	子	主任	主查	畑	中	佳	奈
主任主	查 井	田	周	作	主	任	浜	端		快

◎開議の宣告

午前10時30分 開議

○議長(冨岡幸夫) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長(冨岡幸夫) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

まず初めに、12月12日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、12月12日、総務教育常任委員会に付託しました請願の審査結果について、総務教育常任委員長から、会議規則第144条第1項の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配信しておりますので、御覧願います。

次に、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任 委員長から、それぞれ会議規則第112条の規定に 基づき、審査終了までの閉会中の継続審査の申出 があり、申出書が提出されておりますので、ご報 告いたします。

次に、12月14日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) 本日の会議は議事日程第7号 により議事を進めます。

◎日程第1~日程第15 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長(冨岡幸夫) 日程第1 議案第84号 むつ 市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第 15 議案第101号 令和5年度むつ市下水道事業 会計補正予算までの15件を一括議題といたしま す。

委員会付託した議案についての各常任委員会に おける審査の経過並びに結果について、各常任委 員長から報告を求めます。

まず、議案第84号から議案第88号まで及び議案 第91号について、総務教育常任委員長の報告を求 めます。総務教育常任委員長。

(11番 野中貴健議員登壇)

○11番(野中貴健) おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案のうち、議案第87号につきましては、反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか5議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第84号 むつ市部設置条例の一部 を改正する条例についてでありますが、理事者側 から、重点施策の推進に適した効率的な事務執行 体制への変革及び限られた人的資源で様々なニー ズに対応できる組織の構築並びに市民の皆様に分かりやすい組織を目指し、組織機構の見直しを行うためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、令和2年度の組織改編との関連についての質疑があり、理事者側から、前の組織体制に戻すということではなく、今後の施策の進め方において、より目的を達成するための組織の在り方を検討する中での前向きな組織改編であるとの答弁がありました。

次に、議案第85号 むつ市職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例についてであります が、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の 給与に関する勧告に鑑み、本年4月1日に遡って 市職員の給料月額を引き上げ、及び勤勉手当の支 給割合の引上げ等を実施するためのものであり、 また、会計年度任用職員について、新たに勤勉手 当を令和6年4月1日から支給するためのもので あるとの説明がありました。

これに対し委員から、会計年度任用職員への勤勉手当の支給についての質疑があり、理事者側から、これまで会計年度任用職員には期末手当が支給されていたが、令和6年度から、新たに勤勉手当が加算されて支給されるものであるとの答弁がありました。

次に、議案第86号 むつ市特別職職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例についてであり ますが、理事者側から、青森県人事委員会が行っ た職員給与に関する勧告に伴う市職員の給与改定 と同様に、青森県に準じて特別職職員の期末手当 の支給割合の引上げ等を実施するためのものであ るとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の改正に伴う市長等の見解についての質疑があり、理事者側から、一般職と同様に青森県に準じて行っているため、特に意見等はないとの答弁がありました。

次に、議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、青森県人事委員会が行った職員給与に関する勧告に伴う市職員の給与改定と同様に、青森県に準じて市議会議員の期末手当の支給割合の引上げ等を実施するためのものであるとの説明がありました。

これに対し、委員からの質疑はありませんでしたが、今、物価高騰が市民生活を圧迫している状況で、議員の期末手当を引き上げることは反対であるとの討論がありました。

次に、議案第88号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、今後発生が起こり得る新しい感染症等に対応するため、特定新型インフルエンザ等に係る特殊勤務手当を新設し、1日につき4,000円を支給するため、また、家畜伝染病の防疫作業のうち、心身に著しい負担を与えると認められるものに対する特殊勤務手当の額を増額し、県に準じて1日につき600円を支給する等のためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第91号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者として特定非営利活動法人シェルフォレスト川内を指定するためのものであり、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定管理料は3年間で3,003万9,000円であるとの説明がありました。

これに対し委員から、公募の対象となる事業者 の範囲についての質疑があり、理事者側から、市 内に事務所がある事業者が対象となるとの答弁が ありました。

さらに同じ委員から、市内に事務所がある事業 者に限定している理由についての質疑があり、理 事者側から、施設の管理運営を担っていただくこ と、また、自主事業を実施することで市内事業者 の収益を上げるということが指定管理制度の趣旨 であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、公募ということであるので、経費削減や広い視野での運営といった観点からも、市外の事業者を公募に参加させることを検討していただきたいとの意見がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで総務教育常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第90号、議案第93号から議案第95号 まで並びに議案第100号及び議案第101号につい て、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業 建設常任委員長。

(9番 富岡直哉議員登壇)

○9番(富岡直哉) 産業建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第90号 財産の取得についてでありますが、理事者側から、除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配備するためのものであり、令和6年度に納入予定であるとの説明がありました。また、購入予定の除雪ドーザは、大湊地区市道浜通線において、現在、委託業者が所有の除雪ドーザ2台及び市貸付の除雪ドーザ1台の計3台で除雪を行っているが、当該路線は主要幹線であることから通勤通学での需要が高く、効率的な除雪により速やかな交通確保が求められることから、購入

するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、納入後の大湊地区市道浜 通線における除雪ドーザの稼働台数についての質 疑があり、理事者側から、大湊地区市道浜通線は 主要幹線であること及び当該路線の除雪の現状に ついて委託業者と協議を行った結果、1台増台す ることとしたとの答弁がありました。

次に、議案第93号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者に、大畑町漁業協同組合を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第94号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市奥薬研修景公園及びむつ市営薬研温泉露天風呂の指定管理者に、大信産業有限会社を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、施設の修繕及び備品購入の費用負担についての質疑があり、理事者側から、修繕に係る10万円以下の案件は、指定管理者の負担となるが、金額及び内容に応じて指定管理者と協議し決定することとなるとの答弁がありました。

次に、議案第95号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市水川目地区堆肥センターの指定管理者に、農事組合法人水川目酪農を指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第100号 令和5年度むつ市水道事業会計補正予算についてでありますが、理事者側

から、職員の配置替えに伴う人件費及び給水管からの漏水件数の増加に伴い、収益的支出において2,123万8,000円を増額しているとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第101号 令和5年度むつ市下水道 事業会計補正予算についてでありますが、理事者 側から、燃油価格の高騰に伴う電気料金の増加等 により収益的収入及び支出において、支出では 1,370万1,000円、収入では1,245万4,000円をそれ ぞれ増額しているほか、資本的収入において、 1,245万4,000円を減額しているとの説明がありま したが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで産業建設常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第89号、議案第92号及び議案第99号 について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。 民生福祉常任委員長。

(10番 村中浩明議員登壇)

○10番(村中浩明) 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、 全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第89号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、出

産被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び 均等割額について、単胎の場合は産前産後期間4 か月分、多胎の場合は産前産後期間6か月分を減 額するため、所要の条文整備をするものであると の説明がありました。

これに対し委員から、減額の手続きについての 質疑があり、理事者側から、出産予定日の6か月 前から減額申請の手続きをすることが可能であ り、国民健康保険税の賦課処理前に手続きをした 場合は減額後の納税通知書が送付され、手続きが 国民健康保険税の納付後になった場合は、還付に より対応するとの答弁がありました。

次に、議案第92号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者に一般社団法人りあんを指定するためのもので、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているとの説明がありました。

これに対し委員から、応募状況についての質疑があり、理事者側から、前回は2件の応募があったものの、今回は1件のみであったとの答弁がありました。

また、別の委員から、予定される自主事業についての質疑があり、理事者側から、障害のある方や、その家族が交流する機会をつくるサロンや、視線の動きのみでパソコンやタブレット端末を操作できる視線入力装置「EyeMoT (アイモット)」を使用した事業があるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、施設の利用人数及び行政の支援体制についての質疑があり、理事者側から、施設の利用は事前予約制で、1月当たり100名程度が利用している状況であり、また、指定管理者とは随時情報交換を行っており、必要に応じて支援できる体制を整えているとの答弁がありました。

次に、議案第99号 令和5年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、理事者側から、介護保険制度の改正に伴う介護保険事務処理システムの改修のため、682万円を増額補正するものであり、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、69億291万8,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで民生福祉常任委員長の 報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時10分まで暫時 休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました15議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第84号

○議長(冨岡幸夫) まず、議案第84号 むつ市部 設置条例の一部を改正する条例について、総務教 育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第85号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第85号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第86号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第86号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第86号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第87号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第87号 むつ市議 会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例について、総務教育常任委員長 報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で ○議長(冨岡幸夫) 起立多数であります。よって、 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま すので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 日本共産党、工藤祥子です。 議案第87号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例案につい て反対討論を行います。

この条例案は、私たちが反対した9月のむつ市 議会第257回定例会での議員報酬引上げを基に計 算され、市議会議員の期末手当の支給割合を改定

することによって期末手当を引き上げるもので

市民生活は、いまだに新型コロナウイルス感染 症感染拡大時の経済低迷から立ち直っていませ ん。さらに、異常な物価高騰の真っただ中にいま す。実質賃金も年金も目減りしており、その上10月 から実施されたインボイス制度により、中小零細 企業や個人事業主は免税業者のままでいる場合に は取引を中止されたり、納入価格を値引きさせら れたりしています。また、課税業者になった場合 には、消費税が重くのしかかってきて、廃業や倒 産の危機にさらされています。

このように市民生活が大変苦しくなっている中 での期末手当の引上げは、到底市民の理解を得る ことはできないと考えます。

以上のことから、本条例案に反対します。

○議長(冨岡幸夫) これで討論を終わります。 これより採決に入ります。

議案第87号についてご異議がありますので、起 立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の 起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者3人)

議案第87号は委員長報告のとおり可決されまし た。

◇議案第88号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第88号 むつ市職 員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について、総務教育常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第89号 むつ市国 民健康保険税条例の一部を改正する条例につい て、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第90号 財産の取

得について、産業建設常任委員長報告に対し、質 疑に入ります。

本案は、除雪ドーザを、むつ市役所本庁舎に配 備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第91号 指定管理 者の指定について、総務教育常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管 理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ ○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で て、議案第91号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第92号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第92号 指定管理 者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定 管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第92号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第93号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第93号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理 者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第93号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第94号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第94号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定 管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第94号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第95号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第95号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 ○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ し、質疑に入ります。

本案は、むつ市水川目地区堆肥センターの指定 管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第95号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第99号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第99号 令和5年 度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民 生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 ○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

て、議案第99号は委員長報告のとおり可決されま した。

◇議案第100号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第100号 令和5 年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業 建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第100号は委員長報告のとおり可決され ました。

◇議案第101号

○議長(冨岡幸夫) 次は、議案第101号 令和5 年度むつ市下水道事業会計補正予算について、産 業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 委員長報告、質疑、討論、 採決

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第16 請願第1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施につい ての請願を議題といたします。

総務教育常任委員会に付託した請願第1号の審 査の経過及び結果について、総務教育常任委員長 から報告を求めます。総務教育常任委員長。

(11番 野中貴健議員登壇)

○11番(野中貴健) 総務教育常任委員会に付託されました請願第1号 むつ市小中学校の学校給食費の無償化実施についての請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月12日、紹介議員及び関係部長 等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりでありますが、全会一致で願意は妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、紹介議員の佐藤広政議員から、今回の 請願の項目については「むつ市の学校給食を無償 にすること」、「むつ市の学校給食を無償にする ための予算を計上すること」の2点である。市内 小中学校の学校給食費の無償化を実施することで 義務教育期における経済的負担が軽減される。予算措置が必要な額は約2億3,000万円であるが、これは令和5年度むつ市一般会計当初予算総額の0.57%程度の額である。また、県内の多くの自治体において学校給食費の全額無償化又は一部補助を実施しているとの説明がありました。

次に、理事者側に対しての質疑では、委員から、 学校給食費が学校で徴収している諸費に占める割 合について、小学校では70%から75%、中学校では50%から55%と認識しているが、その認識でよ いかとの質疑があり、理事者側から、令和5年度 の試算から金額が大きく変わっていないため、同 程度の割合であると認識しているとの答弁があり ました。

また、別の委員から、現段階において学校給食費が免除されている人数についての質疑があり、理事者側から、就学援助制度等により学校給食費の支援を受けている児童・生徒数は、令和4年度で414人であるとの答弁がありました。

質疑後の委員間討議では、委員から、学校給食費が無償になることは小学校では3割程度、中学校では5割程度に負担が減ることとなり、保護者にとってありがたいことであるので、是非実現してほしいとの意見や、給食が無償となると子どもたちが食べ物は無償でもらえるものだと認識してしまう可能性があるので、食べ物を大事にするといった観点からも、携わる全ての大人たちが、食育も含めて教育していく環境を整えることが大切であるとの意見がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで総務教育常任委員長の 報告を終わります。

ここで、議事整理のため午前11時50分まで暫時 休憩いたします。

午前11時32分 休憩

午前11時50分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◇請願第1号

○議長(冨岡幸夫) これより請願第1号について、 質疑、討論、採決を行います。

まず、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で 総務教育常任委員長報告に対する質疑を終わりま す。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。9番富岡直哉議員。

(9番 富岡直哉議員登壇)

○9番(富岡直哉) 請願第1号 むつ市小中学校 の学校給食費の無償化実施についての請願に対 し、賛成の立場から討論を行います。

学校給食費の無償化は、子供たちの健康と教育にとって非常に重要な施策であり、子育て世帯の経済的な負担軽減とともに、子供たちの平等な教育の機会を保障するためにも、当市においても給食費の無償化を早期に実現させなければならないものと考えます。

一方で、学校給食費の無償化については様々な考え方がありますが、小中学校の学校給食費の無償化を実施する場合には、約2億3,000万円程度の予算が必要となり、当市において大きな財源となる使用済燃料税条例が制定されたものの、いまだ税収がない現在においては、全額補助となると大きな財政負担を伴うため、新税の状況を注視し

つつ、子育て世帯の経済的負担軽減をするために、 まずは段階的な無償化から踏み出すことが現実的 であります。

また、現在青森県において取組を進めている合計特殊出生率2を達成させるためにも、県内各市町村の取組を加速させる必要があるものと考えますが、その一助となり得る給食費の無償化を含め、子育て世代の負担軽減が何よりの対応策であり、むつ市が先頭を切って取組を進めるべきと考えます。

以上のことから、当市において小中学校の学校 給食費の無償化に向けて取り組む必要性が高いも のと考え、本請願に賛成いたします。議員各位の ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(冨岡幸夫) これで討論を終わります。 これより採決に入ります。

請願第1号に対する委員長の報告は採択すべき ものであります。委員長報告のとおり、本請願を 採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第17 議案上程、提案理由説明、 質疑、討論、採決

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第17 議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予算を議題といた します。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。 (山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) ただいま追加上程されました 議案第103号 令和5年度むつ市一般会計補正予 算について、提案理由及び内容の概要をご説明申 し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。 れにより補正後の歳入歳出予算総額は、442億 8,118万8,000円となります。

まず、歳出についてでありますが、農林水産業 費にホタテガイ親貝確保緊急対策事業費を計上し ております。

これは、今夏の記録的な高水温の影響により、 陸奥湾のホタテガイが大量にへい死し、今後の水 揚げ等への影響が懸念される状況を受け、親貝の 確保に取り組む漁業者を支援するための基金を造 成するむつ湾漁業振興会に対し、補助するもので あります。

次に、歳入についてでありますが、補正財源を 調整するため、財政調整基金繰入金を計上してお ります。

なお、年度内に事業の完了が見込めないことか ら、小・中学校冷房設備整備事業について、繰越 明許費を設定しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案に ついて、その大要を申し上げましたが、細部につ きましては、議事の進行に伴いましてご質問によ り詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜り ますようお願い申し上げる次第であります。

○議長(冨岡幸夫) これで提案理由の説明を終わ ります。

ただいま上程されました議案については、この 後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整 理のため、午後零時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 零時15分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

◇議案第103号

本案は、500万円の増額補正でありまして、こ ○議長(冨岡幸夫) これより議案第103号 令和 5年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入 ります。

> 質疑の通告がありますので、順次発言を許可し ます。まず、10番村中浩明議員。

- ○10番(村中浩明) 議案第103号 令和5年度む つ市一般会計補正予算について質疑いたします。 小中学校冷房設備整備事業について、繰越明許 になった要因について、詳細をお伺いいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 施設整備技術監。
- ○施設整備技術監(畑中 渉) お答えします。 3度の入札を行った結果、不落という結果にな りましたので、3月末の完了が見込めないと判断 したものですから、繰越明許とさせていただきま した。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(村中浩明) では、当初予定した時期にこ の設置が間に合うのかどうか。そして、併せて繰 り越しによる今後のスケジュールを最後にお伺い します。
- ○議長(冨岡幸夫) 施設整備技術監。
- ○施設整備技術監(畑中 渉) お答えします。 今後のスケジュールは変わらず、令和7年夏を 目指して発注いたします。発注のタイミングは、 4月に発注するものと、6月末の設計が終わって から発注するものの2パターンを今のところは用 意しております。

以上です。

○議長(冨岡幸夫) これで村中浩明議員の質疑を 終わります。

次に、4番工藤祥子議員。

○4番(工藤祥子) 本来は、漁協についてもっと 訪問して調べた上で質問すべきだと思いますけれ ども、私よく分からないことがありますので、お 許しください。

親貝の確保に取り組む漁業者を支援するための 基金を造成するむつ湾漁業振興会に対する補助と いうことですけれども、この補助で親貝の確保の 見込み等が分かりますでしょうか。ちょっとずれ るかもしれませんけれども、分かる範囲でお知ら せください。

- ○議長(冨岡幸夫) 経済部長。
- ○経済部長(立花一雄) お答えいたします。

ホタテの親貝の確保ということでございます。 本日、その陸奥湾の養殖ホタテガイの実態調査の 結果が、青森市のほうで今会議が行われておりま すので、その会議の中である程度の親貝の数が発 表されているのかなと思っておりますが、市とし ましては、これまで漁協さんとの意見交換会で、 ある程度組合長さんからいろいろ聞いておりま す。

また、先日この基金造成の件で、むつ市内の3つの漁協の組合長さんが来られまして、そのときにもある程度の確保の件について聞いております。それによりますと、まず親貝のほうはへい死していて、非常に厳しい状況になっているということを伺っておりまして、それでさらに親貝、来年1月から3月頃に産卵するものなのですけれども、その産卵する前に販売をしてしまうと、さらに来年生まれてくる稚貝が少なくなるということがありますので、この基金では1月から3月、産卵する前になるべく売らないで、産卵してから売ってほしいということで基金を造成するということになっておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長(冨岡幸夫) これで工藤祥子議員の質疑を 終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) 質疑なしと認めます。

以上で議案第103号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

○日程第18 各常任委員会の所管事務継続審査について

○議長(冨岡幸夫) 次は、日程第18 各常任委員 会の所管事務継続審査についてを議題といたしま す。

各常任委員長から、会議規則第112条の規定により、お手元に配信いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申出の とおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付する ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(冨岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(冨岡幸夫) これで、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第258回定例会を閉会いたします。

午後 零時22分 閉会